

入札の公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年3月11日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹千秋

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 門別競馬場照明施設保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和8年4月13日から令和9年3月12日まで
(うち49日)
ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
門別競馬場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 沙流郡日高町内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 競馬開催日(15時～21時)において緊急連絡時に20分以内に対応できる体制を整えること。
- (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分(当該2営業年度が、24月に満たない場合は、24月分)の決算において、1に定める契約と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 制限付き一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による制限付き一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の期間 令和8年3月12日(木)から令和8年3月23日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで)
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部
- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社業務部

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社会議室
- (2) 入札日時 令和8年3月24日(金)10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 7 及び北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 147 条から第 150 条までの定めるところによる。

7 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第 167 条の 16、財務規則第 171 条及び第 172 条の定めるところによる。

8 電子入札の可否 否

9 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部
- (2) 交付期間 令和 8 年 3 月 1 2 日（木）から令和 8 年 3 月 2 3 日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9 時から 17 時まで）
- (3) 交付方法 (1) の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量 100 グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1) に申し込むこと。

10 送付による入札の可否 否

11 落札者の決定方法

財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 契約書作成の要否 要

13 その他

- (1) 開札の時に於いて、1 の (2) 又は 2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) この入札は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、最低制限価格を設定する。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- ウ 契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正に伴い消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、変更契約を締結する。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部
- イ 所在地 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1
電話番号 01456-2-2501
- (5) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) この入札は、落札者があるまで 2 回行い、落札者がいない場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 8 号の規定により最低入札価格者との随意契約に移行する。
- (7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は入札説明書による。
なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

入札説明書

この入札説明書は、令和8年3月11日付けで公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約者

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大 鷹 千 秋

2 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 門別競馬場照明施設保守業務委託契約 一式
- (2) 契約の目的の仕様その他の明細 契約書（案）による
- (3) 契約期間 令和8年4月13日から令和9年3月12日までのうち49日間
- (4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1 門別競馬場

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 沙流郡日高町内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 競馬開催日において緊急連絡時に20分以内に対応できる体制を整えること。
- (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が、24月に満たない場合は24月分）の決算において、1に定める契約と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年3月12日（木）から令和8年3月23日（月）まで

イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。

(ア) 一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部

電話番号 01456-2-2501

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社会議室
- (2) 入札日時 令和8年3月24日（火） 10時00分
- (3) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこ

れに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第 171 条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 電子入札の可否

否。

9 契約書作成の要否

要

10 送付による入札の可否

否

11 その他

(1) 開札の時に於いて、3 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正に伴い消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、変更契約を締結する。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 業務部

イ 所在地 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1

電話番号 01456-2-2501

(5) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 274 号）第 3 条の 4 の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を公社に提出し、公社が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、公社が指定する様式により依頼すること。

(9) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

競争入札心得

(総則)

第1条 一般社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「公社」という。）が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提供してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は公社理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第8条 開札は、広告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札等）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者としめない場合）

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

（注）この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

（入札保証金等の返還）

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

（契約の締結）

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

（入札保証金等の帰属）

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、公社に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を公社に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 15 条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 16 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第 17 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 20 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大 鷹 千 秋 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

連絡先 (担当・TEL)

令和7年3月11日付けで入札告示のありました次の契約に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 契約の名称

門別競馬場照明施設保守業務委託契約

2 沙流郡日高町内の営業所等

3 添付書類

(1) 類似契約履行実績調書 (別記第2号様式)

(2) 契約履行実績を証明する書面 (別記第3号様式) 又は契約書の写し

注1 この申請書には、表面に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付した返信用封筒を併せて提出すること。

2 「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

類似契約履行実績調書

申請者名

電気保守契約名	業務の内容	発注機関名	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	契約期間
					自 年 月 日 至 年 月 日
					自 年 月 日 至 年 月 日

【記載方法について】

- 1 告示において明示した調達する役務と種類及び規模をほぼ同じくする契約にかかる履行実績について記載すること。
- 2 資格審査申請日の直前2営業年度(当該営業年度が24月に満たない場合は、24月分)における実績を記載すること。なお、記載する契約は委託期間が満了していることとし、申請日以降に契約期間が及び契約は記載しないこと。
(記載する契約の委託期間例・・・令和6年4月1日～令和7年3月31日、令和5年4月1日～令和6年3月31日)
- 3 国(公団を含む)又は地方公共団体(地方住宅供給公社を含む。)との契約を優先的に記載すること。
- 4 3に次ぐ優先順位として、金額の多い契約を優先的に記載すること。
- 5 1、2に該当する契約を3件以上有する場合は、3、4により2件まで記載すること。
- 6 類似契約履行実績を証明するものとして、別記第3号様式(契約履行実績証明書)又は契約書の写しを添付すること。
※ 契約書の写しを添付する場合は、「本書内容について誠実に履行が完了したことを誓約します。」等の文言及び代表者職・氏名を記載し代表者印を押すこと。
- 7 この様式は、申請者が中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された中小企業等共同組合及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された共同組合の場合は、各構成員ごとに作成すること。

契約履行実績証明書

(発注者)

様

(受注者)

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

次の契約を履行したことを証明願います。

事業年度	電気保守契約名	契約の内容、規模	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	契約期間	契約年月日	履行状況 (良・否)

上記契約を履行したことを証明します。

令和 年 月 日

発注者(証明者)

印

注 この様式は、類似契約履行実績を証明するために使用すること。

委 託 契 約 書 (案)

一般社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

門別競馬場照明施設の保守業務

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月13日から令和9年3月12日までのうち別に指定する49日間とする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）を乙に支払うものとする。

2 支払区分は別紙のとおりとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（業務担当員）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等）

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者及び業務担当技術者を変更した場合も同様とする。

2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

3 乙は、緊急の場合における乙の執務時間又は執務時間外の連絡方法を定め、甲に通知するものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第10条 甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を要求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（点 検）

第11条 乙は随時に、この契約の対象となる設備の設置箇所に業務担当技術者を派遣し、当該設備の点検及び調整を行わなければならない。

（甲の請求による点検）

第12条 乙は、前条の点検以外の場合であっても、甲が設備に異常を認めてその点検及び調整を

乙に請求したときは、遅滞なく、前条に規定する措置を取らなければならない。

(機器の修繕)

第13条 乙は、前2条による点検によって設備の故障を発見し、修繕を要すると認められる場合において部品を交換する必要があるとき又は特別の資材を使用する必要があるときは、甲にその見積書を提出し、その承認を受けて当該設備の修繕を行うものとする。

2 前項の修繕に要する費用は、甲の負担とする。

(保守点検等の報告)

第14条 乙は、点検又は修繕を実施したときは、当該点検又は修繕の結果を記載した書面を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第15条 乙は、委託業務を終了したときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、甲の所在地とする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに項との協議事項に従わないとき。

(3) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による解除が月の途中で行われるときは、甲は、当該月における委託料を乙に支払うものとする。

第16条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号以下この条及び第8条の2において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第8条の2において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第8条の2において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき

(5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命

令に係る処分取消しの訴えが提起された場合であって当該処分取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は会計処理規程細則第29条第2項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)

- (6) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第17条 乙は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。)でないことを表明し、現在及び将来において次の事項に該当しないことを保証する。

- (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含む。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称する。)が経営に関与していないこと。
- (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資など便益を受けていないこと。
- (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給など便益を供与していないこと。
- (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと。

2 甲は、乙につき前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、乙に対し当該事項に関する報告を求めることができ、乙は、当該報告を求められた場合、甲の指定する期間内に、甲に報告書を提出しなければならない。

3 甲は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、即時この契約を解除し、解除によって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

- (1) 乙が第1項の保証に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
- (2) 乙が前項の規定に反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

(損害賠償)

第18条 第16条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 第16条第2項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第18条の2 乙は、この契約に関して第16条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第3号及び4号に掲げる場合において、

排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第19条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第20条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（きゅう舎関係者の不適切事案に関する報告義務）

第21条 乙は調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員における競馬法又はその他法令等違反行為に関する情報を取得した場合は、甲が設置する報告窓口（公社競走関連部01456-2-3564）に速やかに報告するものとする。

- 2 乙は取得した情報の取扱いには十分に留意するものとする。

（管轄裁判所）

第22条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

沙流郡日高町富川駒丘76番地1
甲 一般社団法人北海道軽種馬振興公社
理 事 長 大 鷹 千 秋

乙

(別紙)

第4条第2項関係

支 払 区 分	金額 (消費税及び地方消費税を含む)
制御盤・開催前保守 開催日保守 (門別①～⑦) 令和8年4月13日～7月16日	円
開催日保守 (門別⑧～⑮)・後始末 令和8年7月23日～11月18日	円
照明清掃 令和9年3月1日～3月12日	円

(別紙)

委託業務処理要領

門別競馬場照明施設の保守業務を下記により実施する。

1 実施場所及び施設の範囲

- (1) 実施場所 門別競馬場
- (2) 施設の範囲 門別競馬場構内照明施設設備

2 保守管理仕様

- (1) 開催前点検
指定された期日までに支障のないよう機能点検整備を行う。
- (2) 開催前照明清掃
指定された期日までに走路照明のレンズを清掃する。
- (3) 制御盤保守
照明制御盤の機能点検整備を行う。(24時間オンコール対応とする)
- (4) 開催日保守
指定された保守日に機器に精通した業務担当技術者を1名配置し、開催に支障のないよう、開催時間前に照明点灯設備の機能点検整備を行い、開催に係る照明点灯状況を確認するとともに、各関係執務委員の指示に従い、随時管理範囲の巡回点検を行うものとする。
- (5) 連絡体制
開催期間内の(4)以外の日にあつては、必要な連絡ができるような体制を整え、連絡を受けてから20分以内に門別競馬場に到着すること。
- (6) 終了後の始末
指定された日までに設備の機能点検を行うとともに、無停電装置の保温処置を行うものとする。

3 事故による補修

不時の事故(機器の破損等)の場合は、速やかに業務担当員にその旨を報告し、復元に努めるものとする。但し、補修に資材を必要とする場合は、業務担当員に申し出て、承認を得て資材の手当てを行うものとする。

4 報告の義務

保守指定日の業務終了後は、その結果について保守点検日報をもって業務担当員に報告するものとする。

5 その他

- (1) 保守日は、別添のとおり
- (2) 照明開始点灯時刻の変更があるときは、業務担当員の指示に従うものとする。
- (3) 上記に定めない事項については、業務担当員の指示に従うものとする。
- (4) 別紙の保守部品を管理保管し、使用に際しては業務担当員の許可を受けるものとする。

[照明施設設備内訳等]

設備図面を借用し業務を実施することとし、設備概要を次のとおりとする。

- (1) 受電設備 変圧器、配電盤、整流器、開閉器、漏電継電盤、配電線 等
- (2) 走路照明設備 開閉器、配電線、安定器、投光機 等
- (3) スタンド照明設備 開閉器、配電線、安定器、投光機及びイルミ照明器具 等
- (4) 装鞍所照明設備 開閉器、配電線、安定器、投光機 等
- (5) 下見所照明設備 開閉器、配電線、安定器、投光機 等
- (6) 検尿所照明設備 開閉器、配電線、安定器、投光機 等
- (7) 馬道、厩舎、馬洗場照明設備 開閉器、分電盤、配電線、安定器、投光機及び照明器具 等
- (8) 駐車場照明設備 開閉器、配電線、安定器、投光機及びイルミ照明器具 等

令和8年度(2026年度) 照明施設保守等日程表

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
2027年 1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

- ★ 制御盤保守(9時~17時) (1 日)
- ◆ 開催前保守(9時~17時) (2 日)
- ◎ 開催日保守(15時~22時) (31 日)
- 開催後始末(9時~17時) (3 日)
- 開催前照明清掃(13時~17時) (12 日)
- 計 (49 日)

別紙(門別競馬場ナイター照明等保守部品)

ナトリウムランプ			
型 番		数 量	備 考
NHT360LS	クリア(直管型)	1	国道入口付近
NHT110LS	クリア(直管型)	1	馬道・交流馬房
NH110FLS	フロスト(ナス型)	1	16・23号道路付近
蛍光ランプ			
型 番		数 量	備 考
FHT57EX-N	—	5	馬道・交流馬房
FLR40SW/M	—	5	装鞍所・ポケット・検体採取所
ナトリウム用安定器			
型 番		数 量	備 考
H4CL2A41/SUSL=1M	200V	1	国道入口付近
NHL1.1CC2A352	200V	1	馬道・交流馬房・16・23号道路付近

トランス関係			
品 名	型 番	数 量	備 考
低圧操作用トランス	CU4A3-F4020	1	
低圧操作用トランス	CU407-A2010	1	
増幅器	WR3913	1	
リレーユニット	WR3416K	1	
ノイズフィルタートランス	WR2701	1	
伝送線用サージ吸収素子	BNA7212W	1	
伝送線用サージ吸収素子	BNA7211	1	

業 務 報 告 日 報

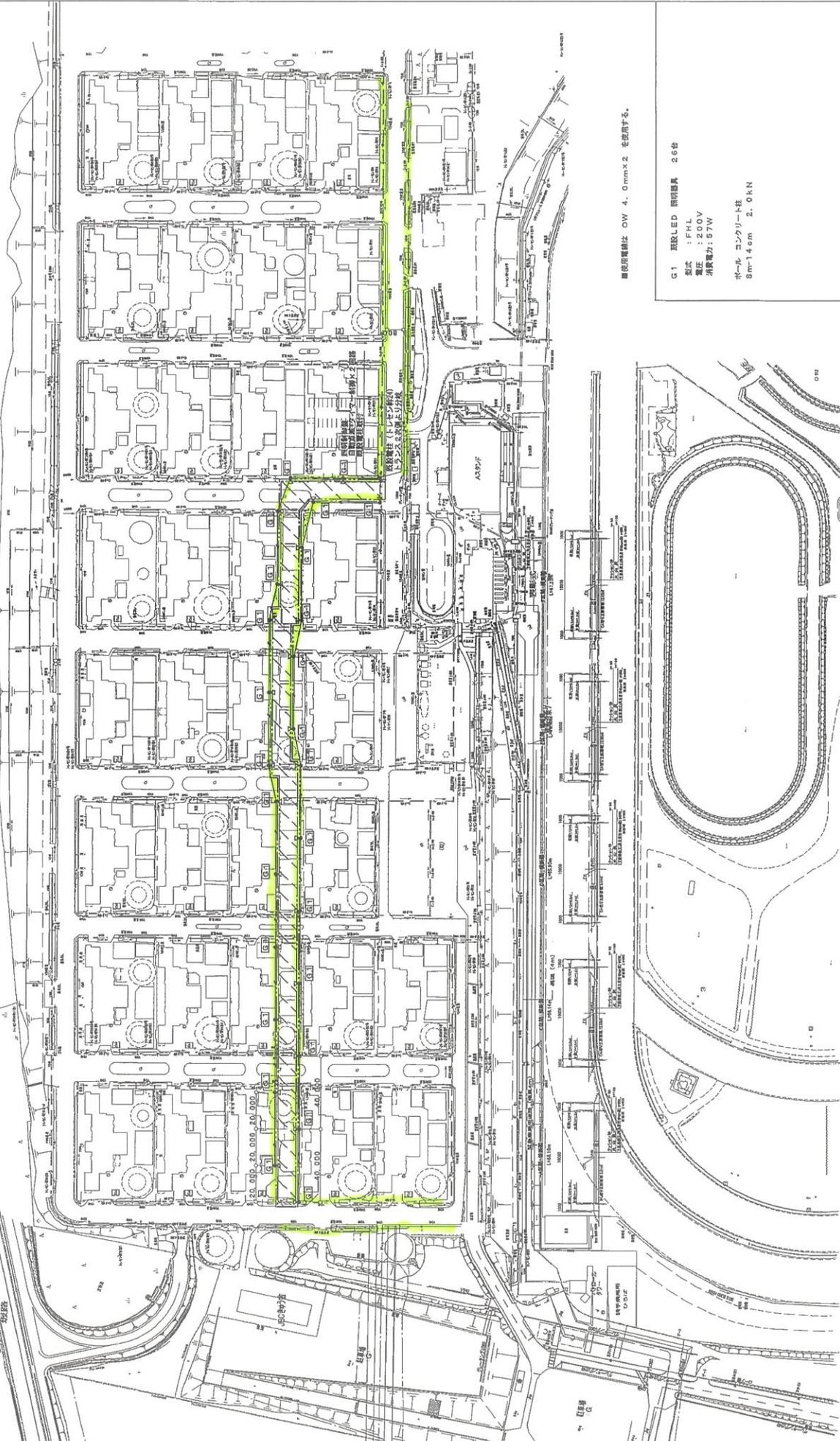
業務処理責任者 氏 名	報告者 氏 名 印	令和 年 月 日()	天 候
点 検 内 容	点 検 結 果	備 考	
: S :	(印)		
: S :			
: S :			

上記のとおり照明保守・点検業務が行われたことを確認しました。

確認者

(印)

沙流郡
白鳥町
富岡地区



建設用電線は OW 4、0.6mm x 2 巻部とする。

G1 照度LED 照明器具 2.6台
 型式 : FFL
 電圧 : 200V
 消費電力 : 57W

ポール コンクリート柱
 8m-1.4cm 2.0KN

		設計者 大工 重 監理者 大工 重 建築士 一級建築士 大工 重		設計者 大工 重 監理者 大工 重 建築士 一級建築士 大工 重		一般社団法人 北海道建築関係者協会 北海道支部	門別野馬場せゆう舎解体工事 取付位置 外付配線図 頁 1/2000	(図) 05 / 05
--	--	--	--	--	--	-------------------------------	--------------------------------------	----------------

